

障害者施策に関する政党アンケート【質問用紙】

障害者の地域生活確立の実現を求める大行動実行委員会

※ご回答は別紙回答用紙にご記入ください。所定の回答欄ではスペースが足りない場合は、任意の用紙にご記入頂き回答をお送り下さい。

設問 1 差別禁止法制の推進について

政府は国連の障害者権利条約の批准に向けて障がい者制度改革推進本部を設置し国内法整備を進めています。平成 22 年 1 月には障がい者制度改革推進会議（以下推進会議）及び各部会を設置、昨年障害者基本法を改正、今年には障害者自立支援法を改正した障害者総合支援法を制定し、来年には障害者差別禁止法（仮称）制定が予定されています。差別禁止法制は推進会議や政策委員会の元に設置された差別禁止部会において平成 22 年 1 月より議論が続けられ、部会は今年 9 月 24 日に差別禁止法制についての意見をまとめました。政府はこの意見をもと来年の通常国会に法案を上程することとしています。貴党は障害者差別禁止法制の推進についてどのようなご意見をお持ちですか。反対か賛成かを明確にした上、その理由をお答え下さい。

設問 2 差別禁止部会意見についての評価

内閣府障害者政策委員会差別禁止部会は今年 9 月 24 日に差別禁止法制についての意見をまとめました。この意見書では、第 1 部の総則において障害に基づく差別の定義を示して、どのようなことが差別にあたるのか「共通の物差し」を示しています。第 2 部においては施設や交通機関、医療、教育など各分野において法の対象とする範囲や具体的な差別の内容などについて示し、第 3 部においては紛争解決の具体的なしくみを提案しています。貴党のこの意見書についての評価をお聞かせ下さい。なお今後の立法・政策策定過程にどのように活かすかを含めお答え下さい。

設問 3 骨格提言と障害者総合支援法についての評価

障害者自立支援法にかわる新たな制度として来年 4 月 1 日に障害者総合支援法が施行されます。この法律は推進会議総合福祉部会が 1 年半の議論の後まとめた報告書、いわゆる骨格提言をもとに平成 24 年通常国会に法案として提出され、紆余曲折を経て障害者総合支援法として成立したものです。骨格提言と今回成立した総合支援法では大きな隔たりもありますが、政府は段階的計画的に骨格提言を実現していくとしています。貴党は障害者総合支援法への評価および骨格提言を実現していく道すじについてのどのようにお考えですか。

設問 4 障害者総合支援法の障害の範囲について

総合支援法では制度の谷間を埋めるとしてその対象が難病患者にひろげられます。これまで制度の対象とならなかった難病患者の方がサービスを受けられるようになりますが、一方でその対象は政省令に

病名を列記されるしくみとされ、医学モデルでの定義が続くと想定されます。このしくみでは新たに制度の谷間をつくることにつながりかねないと懸念されています。制度の狭間を生まないとするならば、包括的な障害の範囲へ転換すべきと考えられますが。これに対して貴党はどのようにお考えですか。

設問 5 障害者総合支援法の検討規定について

総合支援法においては法の施行後 3 年を目途に 5 項目（長時間介助、障害支援区分と支給決定、意志決定支援、コミュニケーション支援、精神障害者及び高齢障害者の支援）についての検討規定が設けられています。これらの検討に際しては、「障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる」とも規定されています。骨格提言の考えや法の理念を尊重するためには従来のように学識者や専門家による審議会等ではなく、総合福祉部会の理念を継承した障害当事者や関係団体が集う場での検討が求められています。また議論を尽くすためにも検討の場を早期に設置する必要があります。これら総合福祉法の検討規定と検討の場の設置について貴党はどのようにお考えでしょうか。

設問 6 障害福祉予算について

障害者施策は従来の施設入所・入院の隔離収容施策中心から、地域生活、在宅サービス中心の施策へと理念転換が図られてきています。この理念を実体化していくためには地域におけるサービス基盤整備が重要です。骨格提言においても「地域基盤整備 10 カ年戦略」としてその策定と法定化が提起されています。しかし、どんなに障害が重くても誰もが地域で生活していくためには、障害福祉サービスの予算が絶対的に不足しています。国際的にみても日本の障害福祉にかかる予算は OECD 諸国に比べ低い水準である事が明らかになっています。障害福祉施策の拡充、特に地域生活支援にかかる予算拡大についてどのようにお考えですか。

設問 7 障害者施策と介護保険との統合について

障害者自立支援法は 2004 年当時、介護保険と障害者施策の統合をにらみ出されたグランドデザインをもとに介護保険と類似したしくみになっています。それゆえに利用者負担や障害程度区分など様々な問題が生じ、見直しが繰り返され、総合福祉法へとかわりました。そもそも家族介護の補完を前提とした介護保険と障害福祉サービスとは似て非なるものです。介護保険の対象年齢を引き下げや障害福祉サービスを介護保険と統合することについて貴党はどのようなお考えをお持ちですか？反対か賛成かを明確にした上、その理由をお答え下さい。

設問 8 党の障害者施策について

貴党の障害者福祉についての基本的な施策方針、公約、アピール点等をご自由にお書きください。

アンケートは以上です。大変お忙しい中、どうもありがとうございました。選挙でのご健闘お祈り申し上げます。ご回答は別紙回答用紙にご記入ください。所定の回答欄ではスペースが足りない場合は、任意の用紙にご記入頂き回答をお送り下さい。